様式第4号（第3条関係）

|  |
| --- |
| 公文書非公開決定通知書年　　月　　日様日南町長　　　　　　　　年　　月　　日付けで請求のあった公文書公開について、次のとおり公開しないことを決定しましたので、日南町情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。1 　請求書受理日年　　月　　日2 　決定の内容⑴　非公開　　⑵　公文書不存在　　⑶　存否不応答(日南町情報公開条例第10条該当)3 　公文書の件名及び内容4 　公開しない理由5 　公開しない理由が消滅する時期この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日南町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から3月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、日南町を被告として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |